

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公表番号】特表2007-534034(P2007-534034A)

【公表日】平成19年11月22日(2007.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-045

【出願番号】特願2006-524012(P2006-524012)

【国際特許分類】

G 06 K 19/077 (2006.01)

G 06 F 3/08 (2006.01)

【F I】

G 06 K 19/00 K

G 06 F 3/08 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月10日(2007.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メモリと、

前記メモリと電気的に結合されていて、第一のコネクタ標準に準拠する第一のコネクタと、

前記メモリと電気的に結合されていて、第二のコネクタ標準に準拠する第二のコネクタと、
前記メモリを制御し、前記第一のコネクタと前記第二のコネクタを介する出力を制御する1以上のコントローラとを含み、

前記第一のコネクタ標準はホストコンピュータ・コネクタ(HCC)標準を含み、前記第二のコネクタ標準は装置通信コネクタ(DCC)標準を含み、前記第一のコネクタと前記第二のコネクタの少なくとも一方は、引き出し位置と収納位置とに位置可能である

メモリカード。

【請求項2】

前記第一のコネクタが、当該メモリカードにおいて前記第二のコネクタとは異なる側に配置されている、請求項1に記載のメモリカード。

【請求項3】

前記第一のコネクタが、当該メモリカードにおいて前記第二のコネクタと同じ側に配置されていて、前記第一のコネクタの電気接点端子は前記第二のコネクタの電気接点端子のセットのサブセットを含む、請求項1に記載のメモリカード。

【請求項4】

メモリと、

前記メモリと電気的に結合されていて、第一のコネクタ標準に準拠する第一のコネクタと、

前記メモリと電気的に結合されていて、第二のコネクタ標準に準拠する第二のコネクタと、

前記メモリを制御し前記第一のコネクタと前記第二のコネクタを介する出力を制御する1以上のコントローラとを含み、

前記第一のコネクタ標準はホストコンピュータ・コネクタ（HCC）標準を含み、前記第二のコネクタ標準は装置通信コネクタ（DCC）標準を含み、前記第一のコネクタと前記第二のコネクタは、当該メモリカードの共通の側に配置され、前記第二のコネクタの電気接点は前記第一のコネクタの電気接点のサブセットである、

メモリカード。

【請求項 5】

前記第二のコネクタは、引き出し位置と収納位置とに位置可能である収納可能なコネクタであり、

前記第二のコネクタが引き出し位置にあるとき、前記第二のコネクタの電気接点は、前記第二のコネクタを構成する可動接点を有し、前記第二のコネクタが収納位置にあるとき、前記第二のコネクタの電気接点は、前記第一のコネクタの電気接点のサブセットを有する

メモリカード。